令和元年度 札幌市動物愛護管理推進協議会 メール会議での質問及び意見と、それに対する札幌市の回答又は考え方

1 札幌市動物愛護管理推進計画の進捗状況について

委員からの質問	市の回答・考え方
【菊地委員】	推進計画にて、中長期的に推進する取組と
飼育放棄を減らすために、犬猫を飼う前	しており、今後、実施を検討して参ります。
の心構え(飼い主の責任として飼う前に	
しておくこと、飼ってからすべきこと)	
のセミナー、子犬の社会化、コミュニケ	
ーション(トレーニング)セミナーなど	
を定期的にやるべきと思う。	
【大屋委員】	推進員については、その知識や経験を活か
推進員の活動についても、せっかくやる	し主に個別活動をお願いしているところで
気がある方がいても、活動の場があまり	すが、引き続き、研修会等を通じて、活躍
ないのも、もったいないです。	の場を広げていただけるよう推進して参り
	ます。
【滝口委員】	保護目的での引取りについては、登録制と
大猫の殺処分数が 0 であることは喜ばし	しており、登録したボランティアに譲渡し
いことではあると思いますが、引き取り	た動物の顛末については、報告を義務付け
先が殺処分に反対しているボランティア	ております。
団体であったり、特定の個人が多数の動	しかし、一般譲渡については、事前の飼育
物を引き取っている状況であれば、飼育	環境等の調査は行っておりますが、譲渡後
環境の調査や多頭飼育崩壊につながらな	の確認は行っておりません。
いかなどの定期的な点検が必要になるよ	今後は、適正譲渡を推進する上で、譲渡後
うに思います。引き取り後の状況把握が	の飼育状況調査等の実施を検討して参りま
どの程度なされているのか気になりまし	す。
た。	
【今井委員】	ご意見を参考として、今後も各取組の推進
「動物愛護精神の普及啓発に関する数値	に努めて参ります。
目標」の 2016 年度数値 19.8%から 2019	
年度数値 20.2%と、伸び率 0.4%であり動	
物愛護に関する精神の広がりを更に啓発	
する活動が必要であると考えられる。	
【今井委員】	
動物愛護精神の普及啓発の「市民全体を	
対象とした普及啓発」活動において、家	
庭動物を飼育されていない市民にも関心	
を持つような内容を取り入れる。理由と	
して、「飼い主のいない猫への対応ガイ	

ドライン」実施において市民の協力を促 すきっかけになると考えます。

【今井委員】

「遺棄虐待案件等への対応」に関して、 更に道警との連携強化を期待する。

【大屋委員】

もっと周知がされてたら、市民の方の役に立てそうなものがあるのに、あまり知られていなくて、もったいないなと思うものがいくつもあります。公式 Twitterも、各イベントも。

2 飼い主のいない猫への対応ガイドラインの作成について

委員からの意見・質問

【菊地委員】

地域猫活動、TNR活動を遂行していくためには管理が難しいと思われるが、具体的に誰がどのように連携して進めていくのか。

イギリスでは地域猫という仕組みはほとんどなく、行政が捕獲して一時的に預かり、保護団体と連携し、保護団体が里親を探すというシステムが定着している。保護団体がたくさん存在するイギリスと文化的な背景は異なるが、保護団体との連携を強化することは必要であると考える。またイギリスでは野猫をなくしてルをして捕獲するシステムを取っている。として捕獲するシステムを取っている。として捕獲するシステムを取っている。といるもそれを実践することは可能だと思われる。

その他、イギリスでは飼い主のいない猫 を減らすために去勢・避妊手術の負担が 大きい飼い主に対し、保護団体内や提携 している動物病院で手術を安く提供して いる。

飼い主のいない猫を亡くすためには、飼い主への啓蒙(飼う前の心構え:猫の習性などの勉強、飼ったら何をすべきか等)、できる限り保護し去勢・避妊を施し、里親を探すことを強化すべきと思う。

市の回答・考え方

ガイドライン案でお示ししたとおり、実施 主体は地域住民が主体となって取り組んで いくものと考えております。

ガイドラインを作成後に、札幌市がどのような支援や取組を実施できるかについては、関係法令等を踏まえ、慎重に検討してまいります。

なお、普及啓発については、今後も引き続き推進して参ります。

【今井委員】

【飼い主のいない猫の対応方法の検討例】以下において、検討する際のモデルケースとして「岡山市内町内会での所有者のいない猫に関するアンケート調査」を参考にしてはいかがでしょうか。

検討例は、市民が参考となるよう記載した ものです。

いただいたご意見は、飼い主のいない猫対 策を推進する上で、参考とさせていただき ます。

【大屋委員】

4番(飼い主のいない猫を増やさず、減らしていくために)に記載の2つの責務 (飼い主の責務、飼い主のいない猫へ繰り返し餌を与える方の責務)について周知する際に強調して周知していただけたらと思います。

普及啓発の際の参考とさせていただきま す。

【滝口委員】

ガイドライン作成後も、状況把握のためア ンケートを継続する予定であり、次回、実 施の参考とさせていただきます。

【中村委員】

餌を与えている人と連携とありますが、 責任感のある人なら避妊代金を負担など 可能だと思いますが、経験上ほとんどの 人が費用の負担は拒否してきます。

その場合の対応や、助成先を紹介だけではなく、もっと具体的に費用の支出先を 来てないと連携をしてというのは難しい と思います。

明らかに飼い主のいない猫の場合は管理 センターで避妊を行う(事前に対象のネ コをセンターで把握)という仕組みが望 ガイドラインを作成後に、札幌市がどのような支援や取組を実施できるかについては、関係法令等を踏まえ、慎重に検討してまいります。

ましいと言いますか、それじゃないと難しいと思います。

【中村委員】

避妊等をしてその後「地域猫活動」と「TNR活動」とありますが、現状として人からの給餌がされていない猫はほぼ存在しないのではないでしょうか?

ほとんどの場合は TNR された後も人による給餌がされています。

地域猫と TNR のボーダーラインが今一つ 理解されにくいと思います。

明確な定義づけは難しいものですが、不妊 去勢手術後も給餌を継続する場合は、地域 理解を得て、地域猫活動に繋げるよう努力 することが求められると考えております。